



Tax Espresso – Special Alert

世界的な法人税最低税率(GMT)および BEPS 2.0 に対するマレーシアの方向性

日系企業の皆様

世界的な法人税最低税率(GMT)とは何か、誰が影響受けるのか?

第2の柱 (Pillar Two)におけるGMTは、一世一代の世界的な税制改革であり、税競争や利益移転を終わらせるものです。これは多国籍企業(MNC)がどこで事業展開していようとも、税率15%の正しい税額を確実に納付することを目指すものです。MNCは低税率、高税率、またはゼロ税率の国や、優遇税制を提供する国で事業展開できますが、15%の税が確実に納付されるように、共通のGMTルールが導入されます。

GMTは2か国・地域以上に拠点を有し、直近4事業年度のうち2年度以上の連結グループ年間売上が7.5億ユーロ以上のMNCが対象となります。GMT

の影響を完全に理解する必要があるMNCは2種類あり、ひとつは国外に展開する本拠地マレーシアのMNC、もうひとつはマレーシアに拠点がある外資MNCです。

マレーシアはGMTを導入するか?

マレーシアは経済協力開発機構(OECD)の加盟国ではないものの、OECDの包括的枠組みの参加国です。従ってGMTを支持し導入する可能性があります。そもそも、マレーシアで課税されるはずだった税が他国に取られるくらいなら、マレーシアがGMT導入を避ける理由はありません。

2022年6月3日、マレーシア財務省(MOF)は国家予算案に向けての文書を発表し、現在マレーシアはGMTの技術的詳細を調査中であると述べました。GMTを2023年に導入するというOECDの当初の計画について、マレーシアは承認しています。OECDはGMT導入についてとても野心的な日程を計画しています。中心となるルールである所得合算ルール(IIR)は2023年に導入、補強的なルールである軽課税支払ルール(UTPR)はその翌年の導入を目指しています。すべてのルールは最低税率15%の「上乘せ」として運用されます。マレーシアはこれを導入するために国内税法を改正する必要がありますでしょう。なお、欧州連合ではこの導入を1年遅らせる動きがあり、これがマレーシアのGMT導入計画にどう影響するか注目されます。

GMTの要素である適格国内ミニマム課税(Qualified Domestic Minimum Top-up Tax, QDMTT)に関しては、香港やシンガポールと同様にマレーシアも導入する可能性についても述べられています。QDMTTは他国に納税されたであろう潜在的なトップアップ税額を、マレーシアが吸収できるメカニズムであるため、これについて述べていることは意外ではありません。

我々の見解として、MOFの文書はGMTにおけるマレーシアの方向性を示すものとして有用かつ時宜を得たものと思います。マレーシアを本拠とする大規模MNCやマレーシアに拠点を有する外資MNCにとって、一定の確実性を提供しています。

第1の柱(Pillar One)

マレーシアは並行して第1の柱のテクニカル面について調査しています。第1の柱は利益配分の新しいメカニズムで、全世界売上高が200億ユーロ超、税引前利益率が10%超のMNEが対象となり、10%を超過する利益の25%(Amount A)が市場国へ配分されます。第1の柱はまた、基本的なマーケティングおよび販売活動に対する独立企業間原則の適用簡素化を考慮してお

り(Amount B)、さらなる詳細を詰めています。また、第 1 の柱では Amount A に関する強制的な争訟防止や解決についての取組み案の概要も示しています。

大企業が次に備えることは何か?

国家予算案に向けての文書発表により、マレーシアがQDMTTを含めたGMTを導入するかについては、一定の回答が得られました。先に述べた2種類のMNCは、これに向けた準備開始が必要です。GMTの影響を早期に理解することが、効果的かつ効率的な対応の鍵となるでしょう。

以下は我々の提案です。

- グループ全体の見地から影響調査を実施し、リスクを明らかにする
- トップアップ税額を(マレーシアまたは外国の税務当局に対して)支払わなければならないグループ内企業を特定し、キャッシュフローと機能への影響を明らかにする。
- 株主への配当支払いの影響を調査する。
- モデル化して潜在的な影響を数値化する。
- グループが拠点を有する国の税務当局の対応を理解し(例えば、自国独自の国内ミニマム課税を導入したり優遇税制見直しをするか)、複数のシナリオ分析を行う。
- 既存の優遇税制を再交渉する必要や、補助金等の優遇税制以外のものに変える必要があるか分析する。その国で優遇税制を受ける会社は、実効税率(ETR)が15%未満となりそうである。しかし、それがトップアップ税額があることを意味するのではなく、国ベースでETRを計算しなければならない。すなわち、同国内の他社のETRも計算に入れる必要がある。経済実態の重要性は、トップアップ税額を最小化するのに有用であるため、よく理解する必要がある。
- グループの既存の会計システムは、GMTに必要なデータを得られるか分析する。
- GMT申告の準備をする。これはトップアップ税額の有無を問わず必要である。最初のGMT申告は期末から18か月後であるが、GMTの影響を完全に理解することは非常に重要である。

今後に向けて

マレーシアが GMT を導入しない理由はありません。これは時間の問題であり、MOF の国家予算案に向けての文書は、マレーシアの方向性について示しています。GMT はもうすぐそこにあります。GMT の影響を理解したら、GMT に必要なデータを取れるように会計システムを設計し、そして試運転する時間が

必要です。つまり、影響を受ける MNC が行動すべき時は今です。様子見の方針はもう通用しないでしょう。

お問い合わせ

Tax Espresso はデロイトマレーシア税務サービス部門がお届けしています。

ご不明点がございましたら、下記、日系企業サービスの渡又は、秋元までご連絡下さい。また、英語原文をご希望の方は [山本](#) までご連絡下さい。

Deloitte Malaysia Japanese Services Group

名前	役職	電話番号	Email
渡 喬	Director	03 7650 6452	twatari@deloitte.com
秋元啓孝	Senior Manager	03 7610 8905	akimoto@deloitte.com



Dbriefs

A series of live, on-demand and interactive webcasts focusing on topical tax issues for business executives.



Power of With

Focus on the power humans have with machines.



Tax@hand

Latest global and regional tax news, information, and resources.

Get in touch



Deloitte Tax Services Sdn Bhd
Level 16, Menara LGB
1, Jalan Wan Kadir
Taman Tun Dr Ismail
60000 Kuala Lumpur
Malaysia

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Malaysia

In Malaysia, services are provided by Deloitte Tax Services Sdn Bhd and its affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organisation”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022 Deloitte Tax Services Sdn Bhd

To no longer receive emails about this topic please send a return email to the sender with the word “Unsubscribe” in the subject line.